

個人情報保護管理運営会議 報告事項

件名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部提供）

（担当部課：教育委員会事務局 教育指導課）

事業の概要

事業名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
担当課	教育指導課
目的	学校と警察がより緊密な連携を行うことによる、児童・生徒の非行及び犯罪の未然に防止、健全育成の効果的な推進
対象者	警視庁、新宿区教育委員会
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・警視庁と新宿区教育委員会との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」により、当該協定に基づく連携を実施してきた。連絡にあたっては、取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報保護を図るため、必要な事項を定め、学校から警察への外部提供事案等について記録を作成している。・新宿区立小学校、中学校及び養護学校における、学校から警察への連絡事案は外部提供にあたることから、本件は、令和7年度に警察へ提供した外部提供事案について報告する。 ※外部提供については、別紙のとおり

**件名 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定
に基づく外部提供について**

保有課(担当課)	教育指導課
登録業務の名称	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度
登録業務の目的	警察と新宿区立学校との緊密な連携を行うことによる、非行及び犯罪の未然防止
外部提供の相手方	・原則として、学校所在地を管轄する警察署 但し、問題行動等の内容により、必要な場合は、他の警察署と連絡するものとする。
外部提供を行う理由	・学校側からの情報を警察が早期に把握し、対応を可能にするため
外部提供を行う情報項目	・対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、住所、電話番号、保護者名 ・事案の概要 ・対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、校長が必要と認める事項
外部提供を行う際に使用する記録媒体	・口頭(電話または面接による)
外部提供に当たっての情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
外部提供の時期	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(以降も、同様の外部提供を行う。)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	

令和7年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について

(別紙)
 令和8年4月16日
 新宿区個人情報保護管理運営会議
 教育委員会事務局教育指導課

1 外部提供について(9件)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

No.	外部提供を行った理由	外部提供を行った個人の範囲	外部提供に係る保有個人情報の項目	外部提供を行った方法	外部提供の時期	外部提供を受けたものの名称
1	(2)学校から警察への連絡事案 ①エ 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために警察に協力が必要になった場合	対象事案にかかわる対象児童・生徒(1人)	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和7年4月17日	牛込警察署
2	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動	対象事案にかかわる対象児童・生徒及びその保護者(1人)	対象事案に係る児童・生徒の氏名、保護者氏名と連絡先	電話	令和7年5月27日	牛込警察署
3	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動	対象事案にかかわる対象児童の保護者(1人)	対象事案にかかわる児童の保護者連絡先	電話	令和7年6月25日	戸塚警察署
4	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動	対象事案にかかわる対象生徒及びその保護者(5人)	対象事案にかかわる生徒及びその保護者の氏名、クラス、生年月日、保護者氏名、住所、電話番号	電話	令和7年9月17日	戸塚警察署
5	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動	対象事案にかかわる対象生徒の保護者(3人)	対象事案にかかわる対象生徒保護者氏名、連絡先	電話	令和7年10月21日	牛込警察署

No	外部提供を行った理由	外部提供を行った個人の範囲	外部提供に係る保有個人情報の項目	外部提供を行った方法	外部提供の時期	外部提供を受けたものの名称
6	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動	対象事案にかかわる対象生徒の保護者(1人)	対象事案にかかわる対象生徒保護者氏名、連絡先	電話	令和7年11月5日	戸塚警察署
7	(2)学校から警察への連絡事案 ①エ 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために警察に協力が必要になった場合	対象事案にかかわる対象生徒及び対象生徒保護者と姉(3人)	対象事案にかかわる対象生徒氏名、住所、電話番号、及び対象生徒保護者と姉の氏名、生年月日、在籍校、電話番号	電話	令和7年11月26日	戸塚警察署
8	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動	対象事案にかかわる対象児童及び対象児童保護者(3人)	対象事案にかかわる対象児童氏名、学年、及び対象児童保護者氏名、続柄、住所、電話番号	対面	令和7年12月24日	牛込警察署
9	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動	対象事案にかかわる対象児童と対象児童保護者、関係児童(6人)	対象事案にかかわる対象児童氏名、性別、対象児童保護者氏名、続柄、住所、電話番号、関係児童氏名、性別	電話	令和8年1月28日	戸塚警察署

2 外部提供にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能であれば○	情報保護対策
情報保護対策 【運用上の対策】	○	担当課の保護管理者は、他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。
	○	担当課の保護管理者は、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。
	○	担当課の保護管理者は、提供先に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求める。 (1)利用目的又は方法の制限 (2)取扱者の範囲の限定 (3)第三者への再提供の制限又は禁止 (4)消去、返却等利用後の取扱いの指定 (5)取扱状況に関する所要の報告の要求 (6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる。 (7)適切な情報保護対策、情報セキュリティ対策の実施
	○	担当課の保護管理者は、必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等を行う。
	○	担当課の保護管理者は、提供する個人情報の取扱者を指定する。